

森町わがまち特例一覧表（2024年5月1日現在）

No.	対象資産	内容	適用税目	減税対象	取得時期	適用期間	特例割合	森町税条例	根拠法令 (地方税法)	関係法令	備考
1	水質汚濁防止法の特設施設に係る汚水又は廃液の処理施設	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、ろ過装置等	償却資産	課税標準額	R6.4.1～ R8.3.31	期限なし	1/2	附則第10条の2 第1項	法附則 第15条第2項第1号	水質汚濁防止法	
2	下水道法に規定する下水道除害施設	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、ろ過装置等 (新たに下水道が整備された区域内の工場又は事業所において、すでに当該区域内で事業を営んでいる者に限る。)	償却資産	課税標準額	R6.4.1～ R8.3.31	期限なし	3/4	附則第10条の2 第2項	法附則 第15条第2項第5号	下水道法	
3	太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	【特定太陽光発電設備】 再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連携用保護装置（自家消費型設備 1,000kw未満）	償却資産	課税標準額	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	1/2	附則第10条の2 第3項	法附則 第15条第25項第1号イ	再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	
4	風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	【特定風力発電設備】 F I T（固定価格買取制度）の設備認定を受けた再生エネルギー発電設備（20kw以上）	償却資産	課税標準額	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	1/2	附則第10条の2 第4項	法附則 第15条第25項第1号ロ	再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	
5	地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	【特定地熱発電設備】 F I T（固定価格買取制度）の設備認定を受けた再生エネルギー発電設備（1,000kw未満）	償却資産	課税標準額	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	2/3	附則第10条の2 第5項	法附則 第15条第25項第1号ハ	再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	
6	バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	【特定バイオマス発電設備】 F I T（固定価格買取制度）の設備認定を受けた再生エネルギー発電設備（10,000kw以上20,000kw未満）	償却資産	課税標準額	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	2/3	附則第10条の2 第6項	法附則 第15条第25項第1号ニ	再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	
7	バイオマスを電気に変換するもののうち、木竹・農産物の収穫に伴うバイオマス固体燃料を利用する特定再生可能エネルギー発電設備	【特定バイオマス発電設備】 F I T（固定価格買取制度）の設備認定を受けた再生エネルギー発電設備（10,000kw以上20,000kw未満）	償却資産	課税標準額	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	6/7	附則第10条の2 第7項	法附則 第15条第25項第2号	再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	
8	太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	【特定太陽光発電設備】 再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連携用保護装置（自家消費型設備 1,000kw以上）	償却資産	課税標準額	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	3/4	附則第10条の2 第8項	法附則 第15条第25項第3号イ	再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	
9	風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	【特定風力発電設備】 F I T（固定価格買取制度）の設備認定を受けた再生エネルギー発電設備（20kw未満）	償却資産	課税標準額	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	3/4	附則第10条の2 第9項	法附則 第15条第25項第3号ロ	再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	
10	水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	【特定水力発電設備】 F I T（固定価格買取制度）の設備認定を受けた再生エネルギー発電設備（5,000kw以上）	償却資産	課税標準額	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	2/3	附則第10条の2 第10項	法附則 第15条第25項第3号ハ	再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	

森町わがまち特例一覧表（2024年5月1日現在）

No.	対象資産	内容	適用税目	減税対象	取得時期	適用期間	特例割合	森町税条例	根拠法令 (地方税法)	関係法令	備考
11	水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	【特定水力発電設備】 FIT（固定価格買取制度）の設備認定を受けた再生エネルギー発電設備（5,000kw未満）	償却資産	課税標準額	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	1/3	附則第10条の2 第11項	法附則 第15条第25項第4号イ	再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	
12	地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	【特定地熱発電設備】 FIT（固定価格買取制度）の設備認定を受けた再生エネルギー発電設備（1,000kw以上）	償却資産	課税標準額	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	1/3	附則第10条の2 第12項	法附則 第15条第25項第4号ロ	再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	
13	バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	【特定バイオマス発電設備】 FIT（固定価格買取制度）の設備認定を受けた再生エネルギー発電設備（10,000kw未満）	償却資産	課税標準額	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	1/3	附則第10条の2 第13項	法附則 第15条第25項第4号ハ	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	
14	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向けに新築された貸家住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である賃貸住宅	家屋	税額	H27.4.1～ R7.3.31	5年間	2/3	附則第10条の2 第14項	法附則 第15条の8第2項	高齢者の居住の安定確保に関する法律	
15	大規模の修繕等が行われたマンション	新築された日から20年以上を経過したマンションのうち、大規模な修繕等が行われたもの	家屋	税額	R5.4.1～ R7.3.31までに 工事完了	1年間	1/3	附則第10条の2 第15項	法附則 第15条の9の3第1項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	
16	児童福祉法の規定による家庭的保育事業の用に供する施設等	【家庭的保育事業】 児童福祉法の規定により町の認可を得たものが、利用定員5名以下で行う家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産	家屋 ・ 償却資産	課税標準額	H29.4.1～	期限なし	1/3	第61条の2 第1項	法第349条の3第27項	児童福祉法	
17	児童福祉法の規定による居宅訪問型保育事業の用に供する施設等	【居宅訪問型保育事業】 児童福祉法の規定により町の認可を得たものが、居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産	家屋 ・ 償却資産	課税標準額	H29.4.1～	期限なし	1/3	第61条の2 第2項	法第349条の3第28項	児童福祉法	
18	児童福祉法の規定による事業所内保育事業の用に供する施設等	【事業所内保育事業】 児童福祉法の規定により町の認可を得たものが、利用定員5名以下で行う事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産	家屋 ・ 償却資産	課税標準額	H29.4.1～	期限なし	1/3	第61条の2 第3項	法第349条の3第29項	児童福祉法	